○国際警察緊急援助隊の要員の派遣等に関する要綱の制定について

昭和６３年２月２５日

福岡県警察本部内訓第２号

本部長

改正　平成１３年本部内訓第２７号

平成１６年本部内訓第１４号

平成２８年本部内訓第２４号

平成２８年本部内訓第４５号

令和２年本部内訓第１号

この度、国際警察緊急援助隊の要員の派遣等に関する要綱を次のとおり制定し、昭和６３年３月１日から施行することとしたので、遺憾のないようにされたい。

記

１　趣旨

この内訓は、福岡県警察における国際警察緊急援助隊の要員（以下「援助隊要員」という。）の派遣等に関して、必要な事項を定めるものとする。

（平２８本部内訓４５・本項一部改正）

２　準拠

援助隊要員の派遣等については、別に定めがあるもののほか、この内訓の定めるところによる。

（平２８本部内訓４５・本項一部改正）

３　援助隊要員の任務

援助隊要員は、海外の地域、特に開発途上にある海外の地域において大規模な災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、当該災害を受け、又は受けるおそれのある地域に派遣され、救助活動、救急活動及び災害応急対策のための活動を行うことを主たる任務とする。

（平２８本部内訓４５・本項一部改正）

４　援助隊要員の指名等

（１）　援助隊要員の指名

ア　警備部第一機動隊長及び同部第二機動隊長（以下これらを「機動隊長」という。）は、援助隊要員として指名することが適当であると認められる者を、警備部第一機動隊及び同部第二機動隊の警察官のうちから選考し、国際警察緊急援助隊要員推薦書（様式第１号）により警備部警備課長（以下「警備課長」という。）を経由して警察本部長（以下「本部

長」という。）に推薦するものとする。

イ　本部長は、アの規定により推薦された者を援助隊要員に指名することが適当であると認めるときは、当該者を援助隊要員に指名するものとする。

ウ　援助隊要員の指名の基準は、別表のとおりとする。

エ　本部長は、イの規定により指名する者のほか、災害の規模、態様等により専門的な知識、技術等が必要であると認めるときは、ウの基準とは別に当該知識、技術等を有する者を援助隊要員に指名することができる。この場合における援助隊要員の推薦及び指名の手続は、ア及びイの規定を準用する。

オ　警備課長は、援助隊要員が指名されたときは、その旨を機動隊長に通知するものとする。

（２）　援助隊要員の指名の解除等

ア　機動隊長は、人事異動、退職、疾病その他の理由により、援助隊要員の指名を解除する必要が生じたときは、国際警察緊急援助隊要員指名解除上申書（様式第２号）により当該指名の解除を警備課長を経由して本部長に上申しなければならない。

イ　本部長は、アの規定による上申を受けた場合において、その指名を解除する必要があると認めるときは、当該指名を解除するものとする。

ウ　警備課長は、援助隊要員の指名が解除されたときは、その旨を機動隊長に通知するものとする。

エ　機動隊長は、援助隊要員の人数に欠員が生じたときは、その都度速やかに、（１）のアの規定による推薦の手続を執らなければならない。

（３）　援助隊要員の連絡先等の変更

ア　機動隊長は、援助隊要員の連絡先等国際警察緊急援助隊要員推薦書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに国際警察緊急援助隊要員連絡先等変更報告書（様式第３号）により警備課長に報告しなければならない。

イ　警備課長は、アに規定する報告を受けたときは、速やかにその内容を警察庁に報告するものとする。この場合においては、警察庁が別に定める様式を用いるものとする。

（平１３本部内訓２７・本項一部改正、平２８本部内訓４５・本項全部改正、令２本部内訓１・本項一部改正）

５　教養訓練

機動隊長は、援助隊要員の教養訓練に当たっては、これまでの国際緊急援助隊の派遣実績を踏まえ、捜索救助に関する国際的なルールを熟知させるとともに、国際的に定められた都市型捜索救助技術を用いた実践的な訓練を実施しなければならない。

（平１３本部内訓２７・本項一部改正、平２８本部内訓４５・旧７項を一部改正し繰上、令２本部内訓１・本項一部改正）

６　派遣出動

（１）　派遣が予想される場合の措置

警備課長は、海外、特に開発途上にある海外の地域において大規模な災害が発生し、又は発生しようとしており派遣要請が予想されるときは、その状況を本部長に報告するとともに機動隊長に対し、援助隊要員の待機、装備資機材の整備等を命ずるなど、派遣の指示に備えて事前準備を行わせなければならない。

（２）　派遣の指示を受けた場合の措置

ア　本部長は、派遣の指示を受けたときは、速やかに援助隊要員を招集するものとする。

イ　警備課長は、援助隊要員の派遣に関し、次の事項を警察庁長官官房総務課長及び警察庁警備局警備運用部警備第二課長並びに九州管区警察局長に報告しなければならない。

（ア）　援助隊要員の階級及び氏名

（イ）　帯同する車両及び装備資機材の名称、型式、台数等

（ウ）　出発空港までの経路及び輸送方法

（エ）　その他参考事項

（平１３本部内訓・平１６本部内訓１４・本項一部改正、平２８本部内訓４５・旧８項を一部改正し繰上、令２本部内訓１・本項一部改正）

７　関係書類の保存

警備部警備課に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間については、次表のとおりとする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
国際警察緊急援助隊要員推薦書等	国際警察緊急援助隊要員推薦書	継（用廃）
	国際警察緊急援助隊要員指名解除上申書	
	国際警察緊急援助隊要員連絡先等変更報告書	

（平１３本部内訓２７・本項一部改正、平２８本部内訓４５・旧１０項を全部改正し繰上）